

## さいたま市告示第482号

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を次のとおり設置したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 協議会の名称

さいたま市子ども・若者支援ネットワーク

### 2 協議会に係る法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関の名称

さいたま市子ども未来局子ども育成部青少年育成課

### 3 協議会を構成する法第19条第1項に規定する関係機関等の名称

別表のとおり

### 4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所子ども未来局子ども育成部青少年育成課管理育成係

(2) 電話 048(829)1716

別表

構成機関名	法第15条第1項に掲げる区別	
さいたま市保健福祉局保健部こころの健康センター	イ 国及び地方公共団体の機関	
さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課		
さいたま市保健福祉局福祉部保護課		
さいたま市保健福祉局福祉部障害者総合支援センター		
さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て企画課		
さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て企画課 子ども総合センター開設準備室		
さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課		
さいたま市子ども未来局子ども育成部青少年育成課		
さいたま市若者自立支援ルーム		
さいたま市子ども未来局子ども育成部児童相談所		
さいたま市経済局経済部労働政策課		
地域若者サポートステーションさいたま		
さいたま市区役所健康福祉部保健センター		
さいたま市教育委員会学校教育部指導1課		
さいたま市教育委員会学校教育部指導2課		
さいたま市教育委員会学校教育部高校教育課		
さいたま市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課		
大宮公共職業安定所		
浦和公共職業安定所		
埼玉県産業労働部就業支援課		
埼玉県教育局県立学校部生徒指導課		
埼玉県警察少年サポートセンター		
さいたま市小学校校長会		ハ 特定非営利活動法人その他の団体
さいたま市中学校校長会		
さいたま市高等学校校長会		
さいたま市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会		
社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団		